

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	17. 使用料、手数料等の取扱い	協議細目	
調整方針	<p>(案) 使用料及び手数料等の取り扱いについては、新市における住民の一体性の確保を図るとともに住民負担に配慮し、統一に向けて調整するものとする。</p> <p>(1) 使用料については、原則として、関市に統一するものとする。ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別に判断すべきものは、個別の施設ごとに調整するものとする。</p> <p>(2) 手数料については、原則として、関市に統一するものとする。</p>		
項目	参 考 資 料		
	<p>資料は、第6回合併協議会(12月25日)に提出済み。(P20)</p>		